

表 中央直轄市への移行に必要な条件、基準

必要な条件（5つ）		基準（7つ）	
所管官庁が承認した都市計画に適合している。	人口	250万人以上	
国家全体の利益、行政運営の効率性を確保する。	面積	2,500平方キロメートル以上	
潜在力と優位性を生かし、社会・経済発展を促進する。	行政区画	全行政単位のうち、坊が占める割合が30%以上	
国防、安全保障、社会秩序、公共安全を確保できる。	都市化率	45%以上	
民族の団結を維持し、歴史・文化・伝統を継承・発展させるとともに、地域住民の意思に沿う。	位置・役割	経済、金融、文化、教育、科学技術、交通、国内外交流など、国家または地域レベルの総合的な中心都市として位置付けられ、発展をけん引する役割を担う。	
	都市分類	一級都市として認定されている。	
	社会・経済発展水準	a) 中央政府からの財政補填に依存せず、財政収支を自立的に均衡させることができる。 b) GRDPに占める工業・建設業およびサービス業の割合が80%以上。 c) 直近3年間の一人当たり所得が全国平均を上回る。 d) 直近3年間のGRDP成長率がGDP成長率と同等以上。 e) 多次元貧困基準に基づく貧困世帯率が全国平均を下回る。	

（出所）地方政府組織法72号（72/2025/QH15）および国会常務委員会決議112号（112/2025/UBTVQH15）に基づきジェトロ作成